

## 悪質な投資勧誘にご用心！

株式や社債、ファンドなどの取引に関し、高齢者を中心にトラブルが多発しています。もうけ話、投資勧誘には十分注意してください。

### 1 こんな勧誘文句には十分注意してください

- ・この株は「上場確実です」
- ・今買えば「必ず儲かります」
- ・「元本は保証されています」
- ・「株を買い取ります」
- ・「買取りには、あと〇株必要なので買増ししてください」
- ・「損をしたぶん取り返してあげますよ」
- ・その代わりに、「別の商品を買ってください」
- ・金融庁（証券取引等監視委員会、関東財務局）の者ですが、
- ・〇〇社の株式は近々上場予定なので信用しても大丈夫ですよ。

### 2 被害防止方法

- ◇ 電話や郵便による勧誘等に応じない
- ◇ もうけ話を安易に信じない
- ◇ よくわからない商品には手を出さない
- ◇ 一人で悩まず早く相談する
- ◇ 金融庁の職員などを名乗る者は取引の勧誘はしません

### 3 「未公開株」の取引に関する注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないでください。

#### 4 「ファンド（組合など）」の取引に関する注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。

5 実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思ったら、取引を見合わせるか、慎重に対応してください。

不審な勧誘を受けた場合には、次の連絡先まで相談ください。

【金融庁 金融サービス利用者相談室】

☎ 0570-016811

【消費者生活センター 消費者ホットライン】

☎ 0570-064-370